

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香南市長 濱田 豪太

市町村名 (市町村コード)	香南市 (211)
地域名 (地域内農業集落名)	下井・上岡地区 (新道、東横井、西横井、八丁地、宇賀、上高田、下高田、上岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区の主な作物:水稲、ニラ、スイートコーン、レタス</p> <p><地域農業の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、市内の南に位置している。市内では、宅地化が進み水田が減っている。その結果、水田が持つ保水能力が低下しており、南に位置する当地区は大雨の際、洪水が起きやすくなっている。 ・高規格道路の建設地周辺では、水田が狭小になっていることから作付けが出来ていない。 <p><地域農業の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が少ない。 ・ほ場整備が行われておらず狭小な区画が多い。 ・大雨の際に洪水の発生が増えており、農作物への被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地権者・耕作者の意向把握に努め、農地中間管理事業を活用して、地元の認定農業者や地域外から入作を希望する法人等に、可能な限り農地の集積・集約化を図っていく。その際は、必要な条件整備(農道の整備・ほ場整備・用排水路の改修)を実施する。</p> <p>現在、自作地への病害虫被害軽減のために周辺農地を管理する農業者がいる。今後は、農業者・地域住民参加による農用地の維持管理等を行う仕組みの構築を目指す。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	168 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者への農地集積を進めるとともに、農用地の団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構からの広報を通じて貸し借りのメリットについて知ってもらう。これにより、地域の農地の貸し借りには農地中間管理機構を活用、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
事業要望の聞き取りを行い、必要に応じて農地耕作条件改善事業等の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成するため、市、JA及び農業振興センター等によるサポートチームにより、就農等の相談から定着まで継続して支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ニラの生産が盛んであることから、今後更なる生産量拡大を図る際にはそぐりセンターの活用を勧め、出荷調製作業での労力負担軽減に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害獣(ハクビシン・タヌキ)の農作物被害がある。地元の狩猟者が箱わな設置による捕獲を行うなど精力的に活動している。
- ③可能なところは、ドローンによる防除作業の導入を検討する。